

苫小牧市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則の概要

平成29年7月
市民自治推進課

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成28年法律第94号）が公布され、選挙人名簿に関する事務の合理化等が行われた趣旨に鑑み、苫小牧市住民投票条例施行規則（平成27年規則第19号）の一部を改正し、投票資格者名簿の登録に関する規定その他の関係規定を整備する。

1 苫小牧市住民投票条例施行規則の一部改正

(1) 投票資格者名簿の定時登録日の変更

市長は、登録月の1日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならないものとする。

(2) 投票資格者名簿の住民投票時登録日等の変更

市長は、住民投票を行う場合には、住民投票時登録の基準日現在（投票資格者名簿に登録される資格のうち投票資格者の年齢については、当該投票日現在）により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該住民投票時登録の基準日に投票資格者名簿に登録しなければならないものとする。

【施行期日】

平成29年9月1日